# 長井市重層的支援体制整備事業
# 実施計画

【令和７年度～令和１１年度】

長　井　市

長井市重層的支援体制整備事業実施計画策定にあたって

少子高齢・人口減少が進むなか、ライフスタイルの多様化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化等から、社会的孤立を背景としたひきこもり、8050問題、介護と育児のダブルケア等、複雑化・複合化した生活課題が増加してきています。また、地域からの孤立等のため、必要な支援やサービスにつながりにくい方々もおります。

このことを踏まえ、市では、「一人ひとりが輝く　インクルーシブなまちづくり」として、誰もが生きがいと役割をもって、共に地域を創っていく地域共生社会の実現のため、重層的支援体制整備事業に取り組むこととし、本計画を策定いたしました。

この計画に基づき、関係機関等と連携・協働し、地域の資源を最大限に活用しながら、子どもから高齢者まで、世代や性別、分野、属性を超えた包括的な支援体制の構築を目指してまいります。

本計画の策定にあたり、「長井市重層的支援体制整備事業庁内外連携会議」の委員の皆さまをはじめ、多くの関係機関の皆さまから貴重なご意見を賜りました。皆さまのご理解、ご協力に対しまして、改めて心からの感謝を申し上げます。

令和７年３月

長井市長　内谷重治

目次　　ページ数

## 第１　重層的支援体制整備事業実施計画の策定


１　計画策定の背景　１
２　計画の位置づけ　２
３　計画の期間及び推進体制と評価　３


## 第２　長井市における重層的支援体制整備事業


１　重層的支援体制整備事業の概要　４
２　各事業の実施内容　５
（１）包括的相談支援事業
（ア）　事業概要
（イ）　本市の事業
（２）地域づくりに向けた支援事業　６
（ア）　事業概要
（イ）　本市の事業
（３）多機関協働事業等　７
ア　多機関協働事業・支援プランの作成【新規】
（ア）　事業概要
（イ）　事業の対象
（ウ）　重層的支援会議に繋げる基準　８
（エ）　支援内容
イ　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】　１０
（ア）　事業概要
（イ）　事業の対象
（ウ）　支援内容　１１
ウ　参加支援事業【新規】
（ア）　事業概要
（イ）　事業の対象　１２
（ウ）　支援内容


## 第３　会議体の設置・運営


１　重層的支援会議　１３
２　支援会議　１４

# 第１　　重層的支援体制整備事業実施計画の策定

## １　計画策定の背景

これまで社会福祉の分野では、生活保護、生活困窮、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、それぞれに専門的支援が提供されてきました。一方で、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や社会の支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足に加え、ライフスタイルや価値観の多様化により、住民同士の繋がりの希薄化も相まって、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、８０５０問題のように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、個別性が極めて高いため、対象者別の各制度における支援では対応が難しいケースが増加しています。

このような社会、経済情勢の変化のなかにおいても、だれもが自分らしく暮らせる地域社会実現のために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会が繋がり支え合う地域共生社会への取り組みが求められています。

国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和３年４月１日に施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための取り組みとして、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

これらを踏まえ、本市は、令和６年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、本市における地域共生社会の実現のため、長井市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という）を策定しました。

図１　長井市における概念の整理

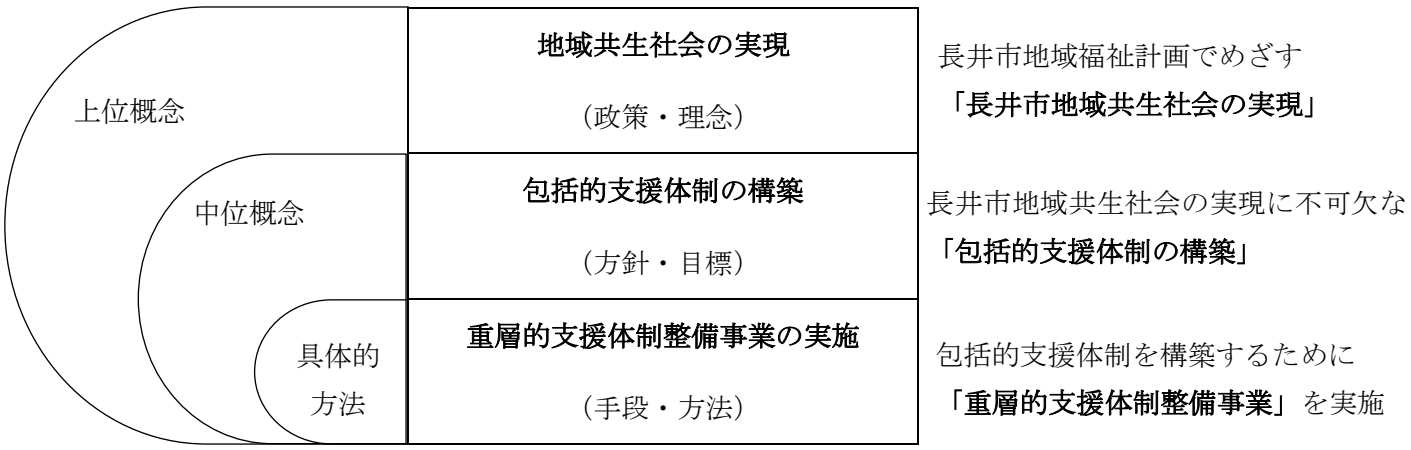

## ２　計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という）第１０６条の５の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の実施体制に関する事項等を定めた計画です。

長井市総合計画及び福祉の上位計画である長井市地域福祉計画や福祉における各分野の個別計画とも整合性を図ります。

図２

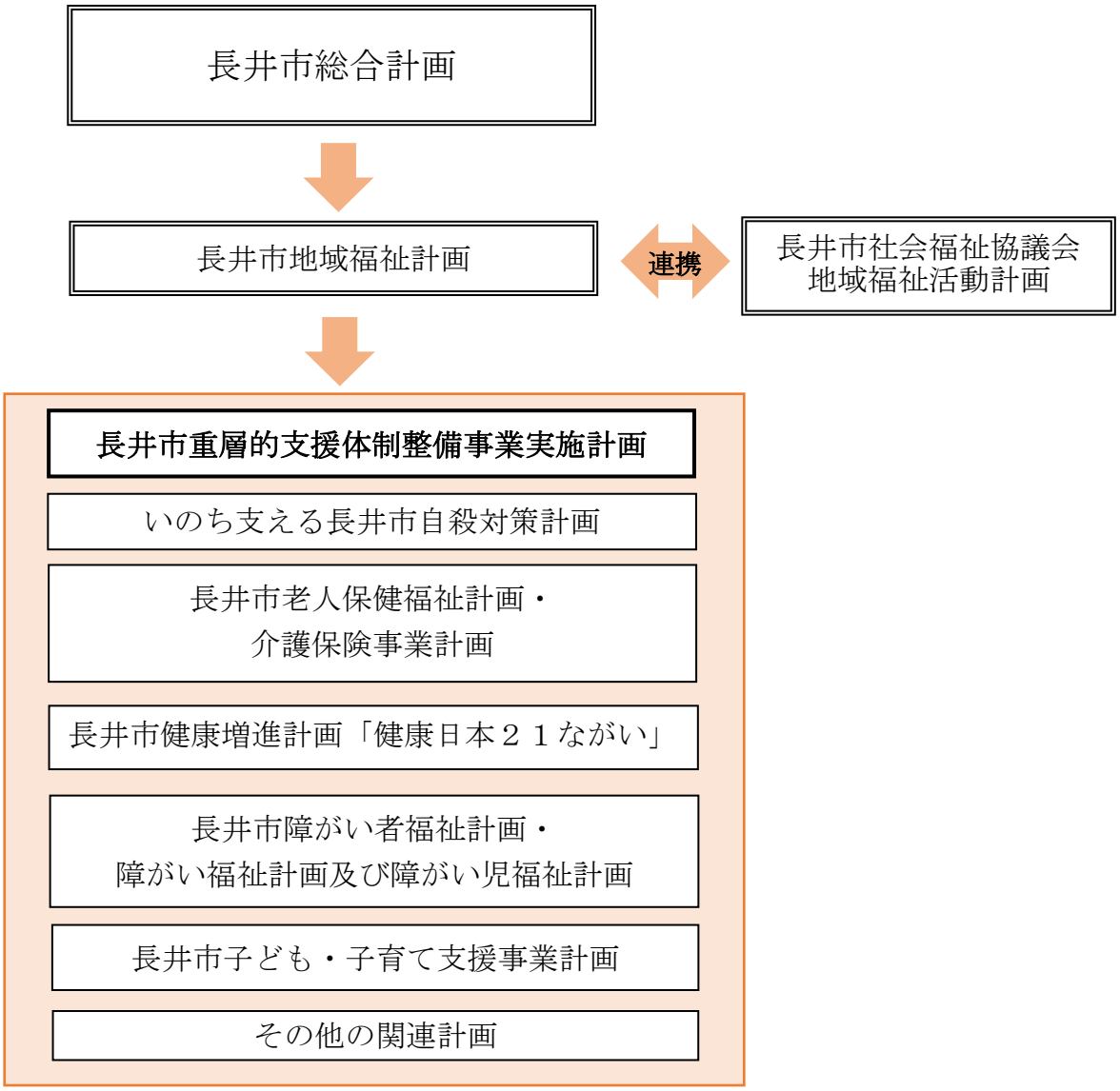

## ３　計画の期間及び推進体制と評価

本計画の実施期間は第４期長井市地域福祉計画期間（２０２５（令和７）年度から２０２９（令和１１）年度）と同様の５年間とします。

長井市重層的支援体制整備事業庁内外連携会議で（以下「庁内外連携会議」という）計画策定、事業状況等の検証、評価を行います。評価結果については庁内外関係部署と共有し、実施計画の進行管理に反映していきます。庁内外連携会議は、重層的支援体制整備事業実施計画策定の年は年４回開催し、それ以外の年は年２回開催します。

図３

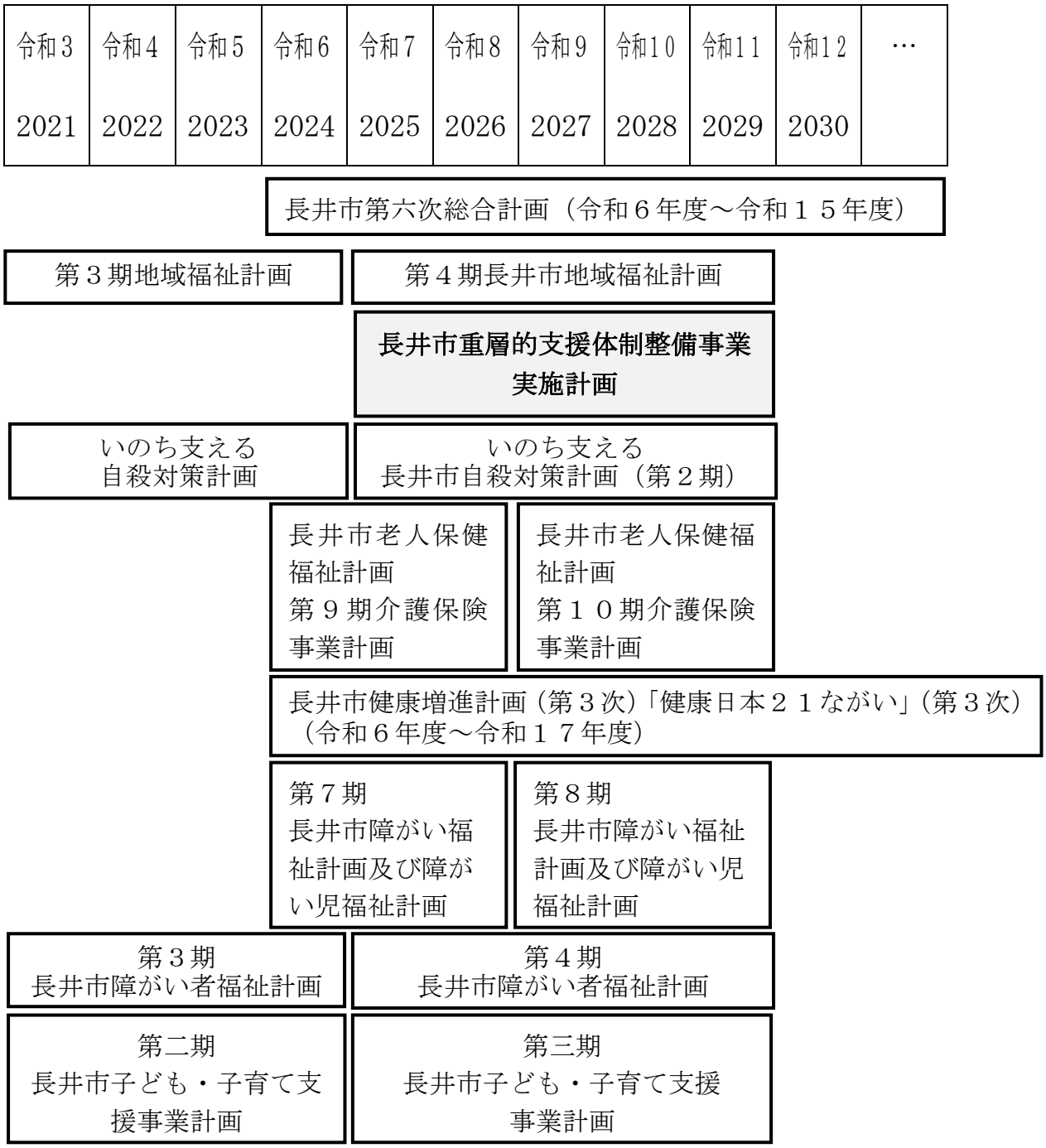

# 第２　　長井市における重層的支援体制整備事業

## １　重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、高齢者や障がい者、こどもなどの分野や世代を問わずに、包括的に受け止める「相談支援（属性や世代を問わない相談の受け止め）」、社会との繋がりを作るための「参加支援」、交流や参加、学びの場となる「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応できるよう創設された事業です。

**図４　長井市重層的支援体制整備事業体系**

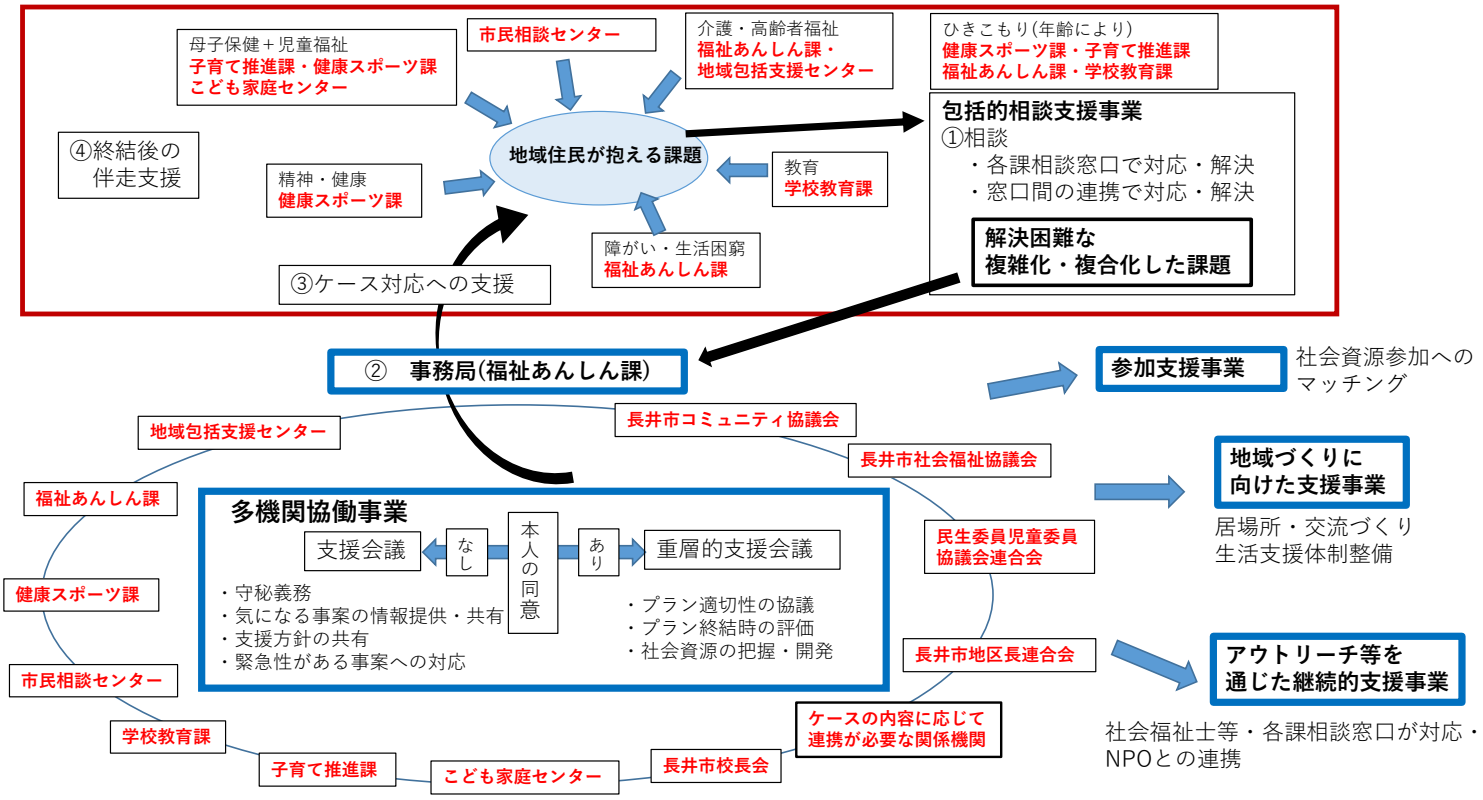

## ２　各事業の実施内容

### （１）包括的相談支援事業

#### （ア）　事業概要

包括的相談支援事業は、高齢（介護）、障がい、こども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援を一体として実施し、 相談支援者が、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

受け止めた相談のうち、当該相談支援者のみでは解決が難しい場合には、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行います。課題が複雑化・複合化しており、各支援関係機関の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業に繋いで支援を行います。

→Ｐ５の長井市重層的支援体制整備事業体系（図４）参照

取り組み内容として相談に関わる職員の研修を行い、顔の見える関係性の構築を図ります。

#### （イ）　本市の事業

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 実施方法 | 支援機関 |
|---|---|---|---|---|
| 高齢（介護） | 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が連携しながら、総合的な支援を提供 | 直営 | 地域包括支援センター |
| 障がい | 障がい者相談支援事業 | 障がい児・障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供・助言・連絡調整、その他の支援を総合的に提供 | 委託 | サポートセンターおきたま |
| | | | 直営 | 長井市<br>すみれ学園 |
| こども | 利用者支援事業 | こどもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言・連絡調整等を実施 | 直営 | ・子育て推進課<br>・健康スポーツ課 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生活困窮 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者やその家族、関係者等からの相談に応じ、情報提供や助言・連絡調整を行うほか、就労の準備や住宅の確保、家計の改善など、さまざまな支援を提供 | 委託 | 長井市社会福祉協議会 |

（２）地域づくりに向けた支援事業

（ア）　事業概要

高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性(分野)を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、人と人、人と居場所を繋ぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、広がるよう働きかけます。

また、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の活性化や発展を図ります。

本市における地域づくりに向けた支援事業は、地域資源の開発や、地域生活課題の解決に向けた支援を行います。また、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業や障害者地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業を実施し、地域におけるささえあい活動や交流の場づくりを推進していきます。

（イ）　本市の事業

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 実施方法（機関） | 箇所数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高齢(介護) | 地域介護予防活動支援事業 | 市町村が介護予防に資すると判断する地域における住民主体の通いの場等の介護予防活動の育成及び支援を行う。 | 概ね65歳以上の高齢者 | 直営（長井市地域包括支援センター） | 1 |
| 高齢(介護) | 生活支援体制整備事業 | ・各地区コミュニティセンター単位に住民の互助による助け合いの仕組みの構築を図る。<br>・生活支援コーディネーターを配置し、市民への啓発活動、地域にある資源の開発や発掘、ニーズ調査を行う。 | 概ね65歳以上の高齢者、地縁団体、企業・法人など | 直営（長井市地域包括支援センター） | 1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 障がい | 地域活動支援センター機能強化事業 | 地域の実情に合わせ、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の便宜を提供。 | 障がい者 | 委託（社会医療法人） | 1 |
| こども | 地域子育て支援拠点事業 | 妊娠期の方、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。<br>・くるんと子育て支援センター<br>・子育てでつながる家「いろは」 | 妊婦、就学前の乳幼児とその保護者 | 委託<br>（社会福祉法人）<br>（認定 NPO 法人） | 2 |
| 生活困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 長井市社会福祉協議会が実施する子ども食堂事業及びボランティアコーディネート事業を通して、課題を抱える生活困窮者等が安心して過ごすことができる居場所を提供し、住民の共助の仕組みづくりを行う。 | 課題を抱える生活困窮者等 | 補助<br>（長井市社会福祉協議会） | 1 |

**（３）多機関協働事業等**

**ア　多機関協働事業・支援プランの作成【新規】**

**（ア）　事業概要**

多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対応する各支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担います。

原則、本人からの利用申込により「相談受付」を行い、紹介元の相談支援機関等からの情報に基づき「アセスメント」を実施し、その結果を踏まえて「プラン(案)を作成」します。その後、「重層的支援会議」において、各支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランについて十分に議論し、支援を実施します。

**（イ）　事業の対象**

複雑化、複合化した課題を抱えており単独の各支援関係機関では対応が難しく、かつ、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性などの整理が必要な課題を有する人

### （ウ）　重層的支援会議に繋げる基準

①複雑・複合化した課題を有し、世帯として支援が必要であること。
②どこにも繋がらない狭間のケースであること。
③新たな資源開発や支援の仕組みに繋げたいケースであること。

上記①～③のいずれかに該当し、かつ下記の条件をみたしていること。
・各相談窓口等での対応や既存のネットワーク等による連携では、課題解決が困難なケースであること。
（各相談窓口において、多機関との連携による課題解決を試みていること。）
・緊急性を要するものについては、多機関協働事業の支援を待たずに並行して既存の支援を進める。

### （エ）　支援内容

≪運用方法≫
プラン適切性の協議、終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
新規ケース：随時開催　　支援中ケース：定期開催

構成員：重層的支援体制整備事業担当職員（以下「担当職員」という）、
各部署相談支援員（以下「相談支援員」という）

フロー：　1．各相談窓口にて、相談受付
属性や世代に関わらず相談を受け止める⇒窓口でアセスメント
（各相談窓口で使用している相談記録票を使用）

2．既存のネットワークや連携会議等を通じ、多機関連携による支援を実施

3．上記支援を実施するも、支援困難な課題が残る場合、相談支援員から担当職員へ相談

4．担当職員から事務局へ連絡
重層的支援体制整備事業該当の是非を事務局で判断

既存のネットワーク等による
関係機関の連携で解決するケースであれば、**「フロー２」へ**

**図５多機関協働事業へ**

# 図５　多機関協働事業

各相談窓口にて
厚労省の重層事業システムにより
相談受付・申込票、インテーク・アセスメントシートを記入

**相談受付**

・複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について相談を受け付け、支援を行う。
・原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込（本人同意）を得る。

**アセスメント**

支援関係機関等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインテーク･アセスメントシートにまとめる。

**事務局（福祉あんしん課）が庁内、庁外の関係機関を調整**

**本人の同意**

なし → **支援会議**

・守秘義務
・ケースの情報共有
・必要な支援体制の検討

あり → **重層的支援会議**

・プラン適切性の協議　・プラン終結時の評価
・社会資源の把握、開発
・各課の役割分担、支援の方向性、支援プラン等を共有

**プラン作成**

重層的支援会議を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成し、承認。

**支援の実施**

支援プランに基づき、各支援機関が役割分担し連携
各支援関係機関連携により、支援を実施

・ 担当職員は、会議で協議した支援方針を所属部署で共有し適切な対応や連携に繋げる。また、必要に応じて、事例提供者の方等をサポートし、関係機関等を含め、重層的支援会議後の支援方針の共有等を行う。
・ 原則、３か月後にモニタリングを実施
（社会福祉士等と相談支援員）
・ 原則、６か月後に重層的支援会議において、社会福祉士等からの報告を持って支援プラン終了とする。

※新たな課題等、相談支援員から希望がある場合は、新たな支援プランとして（検討）会議にかける。

**終　結**

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業としての関わりは終結する。（終結後に支援担当を設定し、伴走支援する体制を確保）

### イ　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】

#### （ア）　事業概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人との繋がりづくりに向けた支援を重視しています。

対象者を把握するため、各支援関係機関とのネットワークや地域住民との繋がりを構築するとともに、地域の状況等の情報を幅広く収集するほか、「事前調整」、「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」などを行います。

#### （イ）　事業の対象

・複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人
・支援に繋がることに拒否的な人　　など

問題が深刻になる原因として、本人や世帯が問題に気づいていない、または、どうすればいいか分からずに問題が放置されている場合が考えられます。また、既存の相談窓口を知らなかったり、思いつかない場合、相談に行くことに心的な抵抗感がある場合などもあり、相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう恐れがあります。

**図６　対象者の考え方**

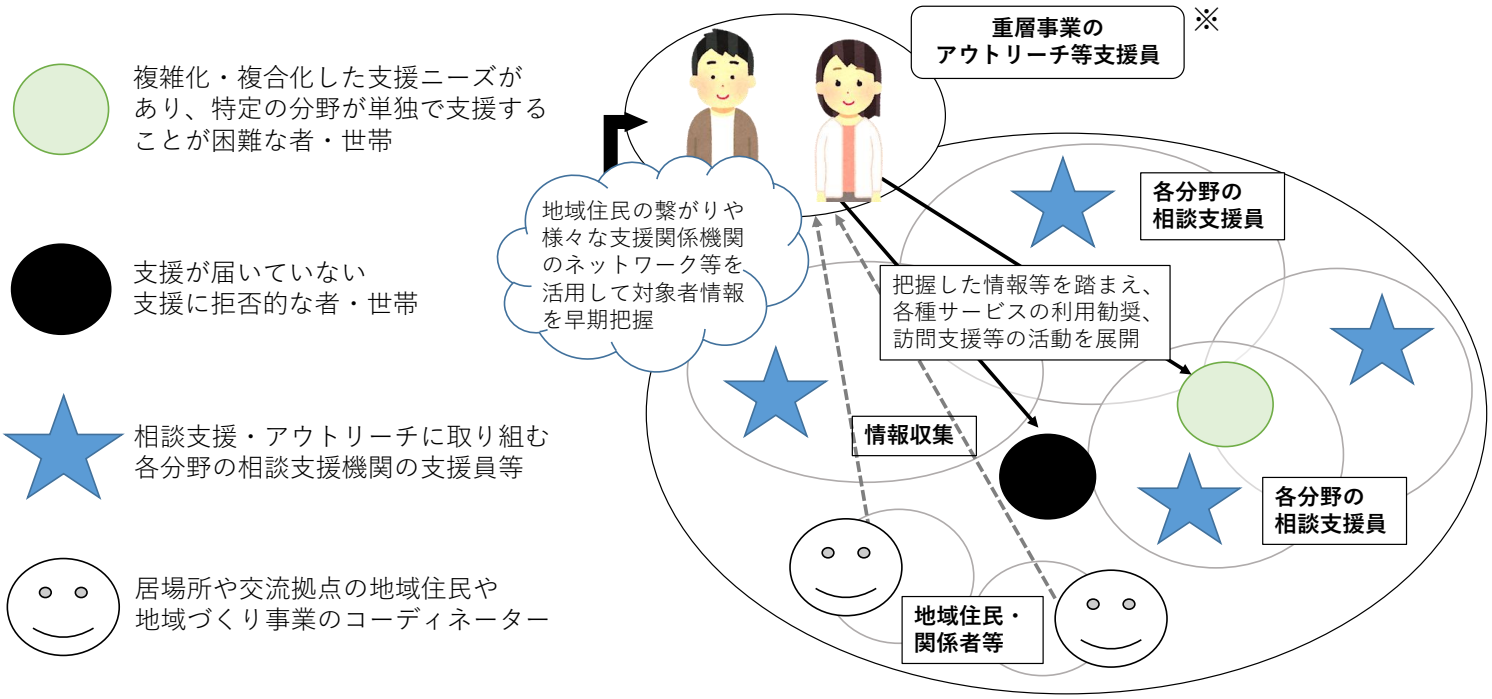


※　重層的支援体制整備事業担当　社会福祉士等相談支援員

（ウ）　支援内容

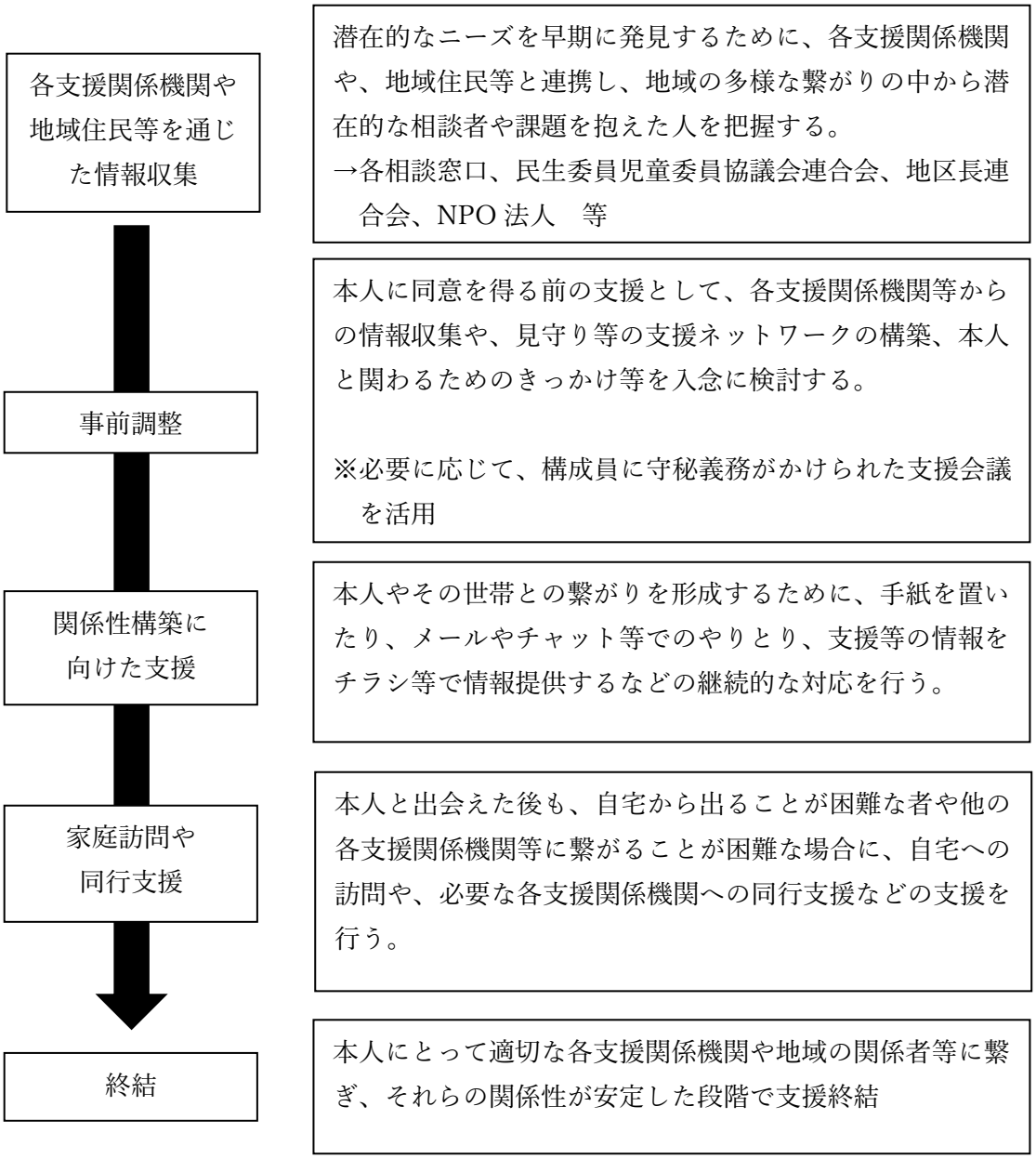


ウ　参加支援事業【新規】

（ア）　事業概要

参加支援事業は、既存の参加支援に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、本人やその世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチングを行うものです。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やします。

また、マッチングをした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、社会との繋がりづくりに向けた支援を実施します。

（イ）　事業の対象

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応が困難な、個別性の高いニーズを有している人など。

（具体例）

・８０５０問題（親は高齢で介護が必要、子はひきこもり状態等）
・障害者総合支援法のサービスの支援対象にならないひきこもり状態の人
・精神的に不調があり、社会に出ることに不安がある人
・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない１０代後半～２０代の若者

（ウ）　支援内容

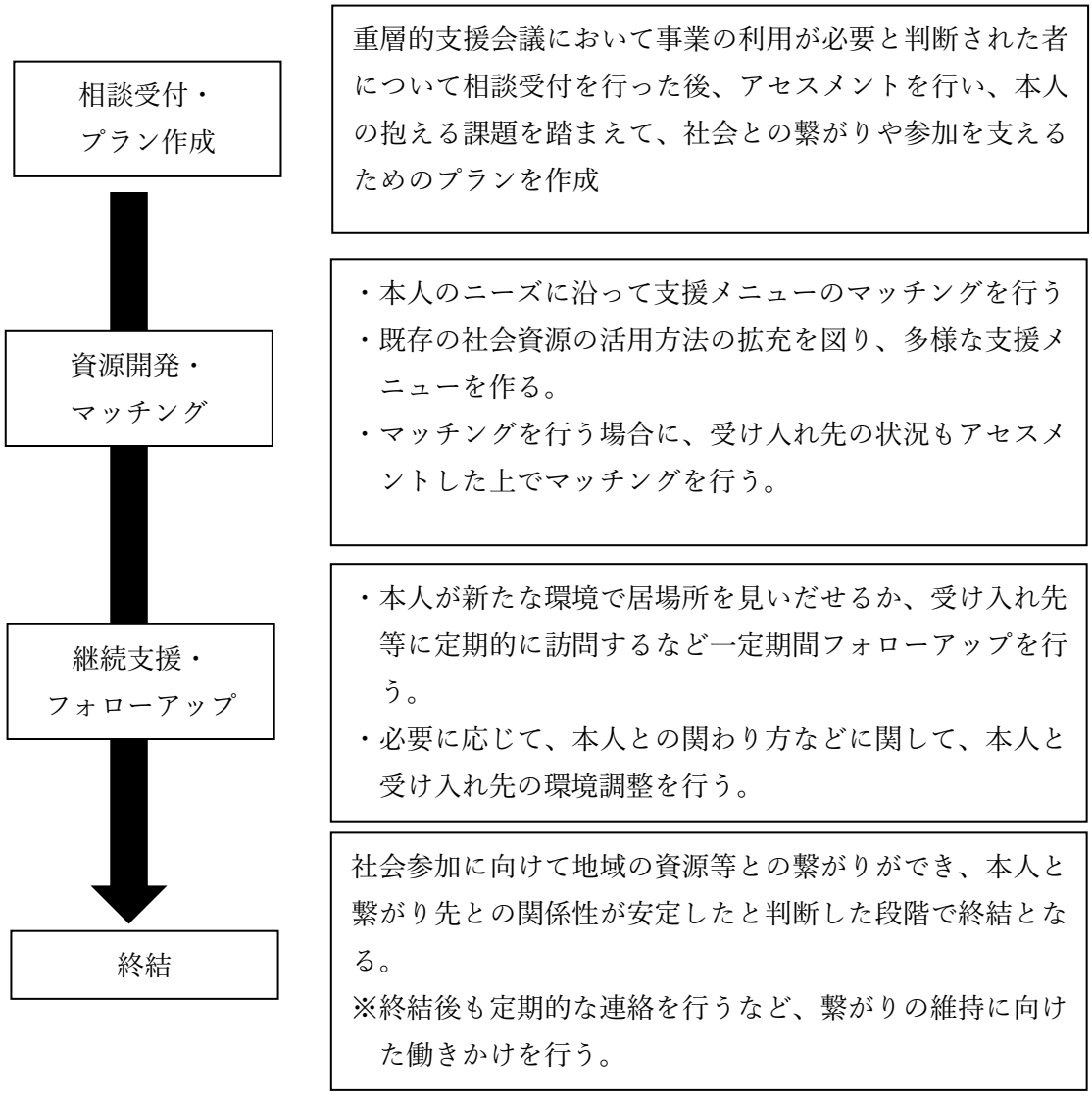

## 図７　参加支援事業

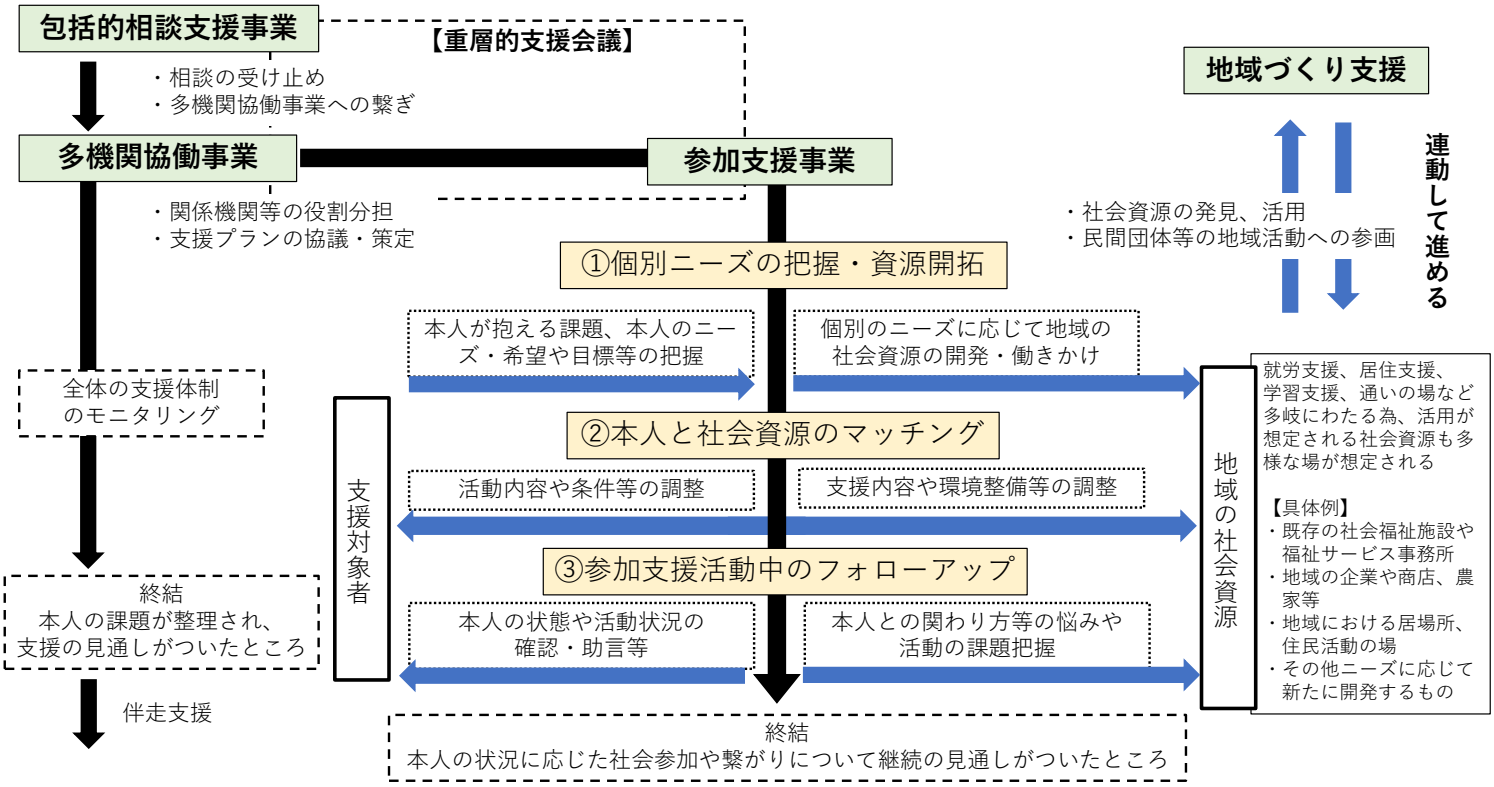


# 第３　　会議体の設置・運営

長井市で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、下記の会議を適宜開催します。

## １　重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプランの策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、**「プランの適切性の協議」「プラン終結時等の評価」「社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討」**の３つの役割をもちます。

開 催 頻 度：随時

構　成　員：担当職員、相談支援員、事例内容に応じて連携が必要な支援関係機関等

## ２　支援会議

複合化・複雑化した課題等があり支援が必要であると思われるにもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において各支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。この会議は、法第１０６条の６の規定に基づき設置します。

開 催 頻 度：随時
構　成　員：担当職員、相談支援員、事例内容に応じて連携が必要な支援関係機関等

長井市重層的支援体制整備事業実施計画
令和７年３月策定

発行　　長井市福祉あんしん課
TEL　　０２３８－８２－８０１１
ホームページ　https://www.city.nagai.yamagata.jp/